協会けんぽ
石川支部からのお知らせ
令和6年 8月号
事業所内で回覧してください

第三者行為によるケガは、保険証を使えるの？

私用中に第三者の行為が原因でケガをした場合は、「第三者行為による傷病届」を提出いただくことにより、健康保険で診療を受けることができます。

第三者行為とは？

交通事故

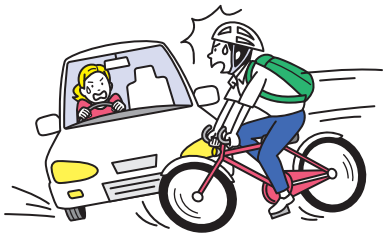

暴力行為

他人のペットに咬まれた

など

第三者行為で受診した場合の健康保険給付の流れ

本来相手方（加害者）が払うべき治療費を、一時的に協会けんぽが立て替えて支払い、その後相手方に損害賠償請求することになります。この請求に必要な事項を確認するため、「第三者行為による傷病届」の提出が必要です。

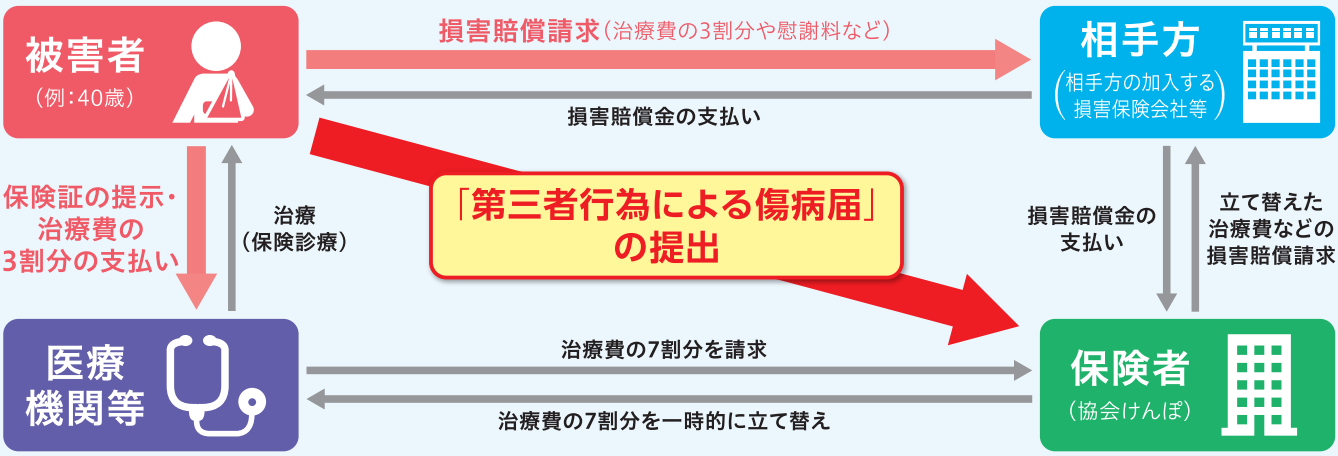

⚠ ここに注意

● 示談は慎重に

立て替え分の治療費を加害者や損害保険会社等へ請求できなくなることを防ぐため、加害者と示談する場合は、その前に必ず協会けんぽへご連絡ください。

● 業務災害、通勤災害は健康保険が使用できません

仕事中や通勤途中でのケガが「業務災害」「通勤災害」に該当する場合は、原則として保険証を使用することができません。事業所を管轄している労働基準監督署へご相談ください。

なお、誤って保険証を使用された場合は、被保険者様に医療費を返還していただくことになります。

※被保険者数5人未満の法人役員の方の場合は、仕事中の負傷であっても健康保険を使用できるケースがあります。

提出書類等、詳細についてはホームページにてご確認ください

お問い合わせ　協会けんぽ石川支部　レセプトグループ　TEL 076-264-7200（音声ガイダンス 3）

一社におひとりご登録を

健康保険委員

費用は一切かかりません

特典

- 健康保険委員様向けの **情報満載な広報誌を送付**

- 健康保険に関する **研修会をご案内**
（※参加は強制ではありません）

- 健康保険委員限定のFAXによる **申請書取り寄せサービス**
（専用の依頼用紙をお送りします）

健康保険委員とは?

病気やケガなどによる従業員様の給付金申請手続きや、健康診断のご案内など、協会けんぽからの最新情報を確実にお受け取りいただけるよう、社会保険事務のご担当者様をお届出いただいております。

活動内容	●従業員様への健康保険や健診手続き等のご案内 ●広報誌や協会けんぽからのお知らせの回覧　など
申込要件	●協会けんぽにご加入の被保険者（お勤めのご本人）様 ●事業主の同意を得られている方
申込方法	「申込書」に必要事項を記入のうえ、FAXまたは郵送にてご提出願います。 申込書ご提出後、委嘱状・ご案内等をお送りします。

日常の業務に支障のない範囲での活動です

申込書はこちら

お問い合わせ　協会けんぽ石川支部　企画総務グループ　TEL 076-264-7200（音声ガイダンス 4）

「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」をご利用ください

協会けんぽでは、9月2日(月)から「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」を開設します。
「マイナ保険証」、「資格情報のお知らせ」、「資格確認書」や「オンライン資格確認」などに関するお問い合わせは、「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」をぜひご利用ください。

協会けんぽ
マイナンバー専用ダイヤル

電話番号　0570-015-369
開設時間　8時30分～17時15分
（土日祝日を除く）

※マイナンバー制度やマイナンバーに関する一般的なお問い合わせは、国のマイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)にお願いします。
※協会けんぽマイナンバー専用ダイヤルは下記22か国語でのお問い合わせに対応しています。

対応言語　英語、中国語、韓国語、スペイン語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ネパール語、ビルマ語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、ロシア語、マレー語、クメール語、モンゴル語、シンハラ語、ヒンディー語、ベンガル語、ウルドゥー語

全国健康保険協会 石川支部
協会けんぽ
〒920-8767　金沢市南町4-55　WAKITA金沢ビル9階

健康保険の最新情報をお届け
協会けんぽのメールマガジン
登録&バックナンバーはコチラから